

東上総教育事務所だより



東上総教育事務所シンボルマーク



〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
第1号（令和4年5月27日発行）

東上総教育事務所長 あいさつ

新入生を迎え校内が活気付く中、通常業務に加え引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、各学校では様々な対応に追われていることと存じます。校長先生をはじめ教職員の皆様、関係者の皆様の日々の御苦勞に心より敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

県内感染者数は一進一退という状況が続いており、まだまだ気を許すことのできる状況ではありませんが、児童生徒の安全・安心のために県教育委員会・市町村（組合）教育委員会・各学校が一体となってできる限りの工夫を凝らし、一人一人の児童生徒の学力向上・心身の成長につながるような充実した教育活動を展開していきましょう。

さて、本教育事務所は、「すべては子どもたちのために」という運営方針の下、教育事務所の役割を「学校・家庭・地域の応援団」と位置付け、「4SEC（スマイルを忘れずに、スピード感をもって、市町村（組合）教育委員会並びに学校に対し、心を込めてサポート、サービスを行います。教育のエキスパートとしての責任感を持ち、常にコンプライアンスを重視し職務にあたります。）」をスローガンに掲げ、所員一同一丸となって、この1年間取り組んでまいります。皆様の御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

千葉県教育庁東上総教育事務所 所長 鉄井 修一

令和4年度 東上総教育事務所 重点目標

～～ 総務課 ～～

【適正・正確な事務処理の推進】

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実
- (3) 学校事務の共同実施の充実

～～ 管理課 ～～

【「人財」育成と信頼される学校づくり】

- (1) 資質と教育力の高い、信頼される「人財」の育成
- (2) 教職員の働き方改革と不祥事の根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

～～ 指導室 ～～

【「生きる力」の育成】

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 学校（園）間の連携
- (3) 研究と修養
- (4) 学力向上
- (5) 道徳教育・人権教育
- (6) グローバル化に対応した教育
- (7) 生徒指導
- (8) 特別支援教育
- (9) 体育・健康・安全教育
- (10) キャリア教育
- (11) 社会教育

事務所は、学校・家庭・地域の応援団！
すべては子どもたちのために

総務課から

各種手当、公立小・中学校事務職員研修会について

【各種手当について】

現在受給している各種手当について届出事項に変更がある場合は、速やかに届出をお願いいたします。届出が遅れることにより、戻入が発生します。扶養手当については被扶養者の収入の増により要件を欠く場合、扶養手当だけではなく、期末・勤勉手当や所得税等いろいろなものに影響が出てきますので、御確認をお願いいたします。

【「令和4年度 第1回公立小・中学校初期層及び5年目・10年目経験者事務職員合同研修会」について】

4月27日(水)東上総教育事務所総務課職員を講師に、公立小・中学校初期層及び5年目・10年目経験者事務職員合同研修会を開催いたしました。令和2年度以降に採用された事務職員及び5年目・10年目経験者事務職員及び市町村教育委員会担当者、計20名が受講されました。内容は、通勤・扶養・住居の3手当に加え、給与についての説明がありました。今年度は、あと4回を予定しております。研修会を通し、事務職員の資質向上を図ってまいります。

管理課から

◇不祥事根絶とモラルアップ◇

不祥事根絶に向けて、日頃から、各学校をはじめ各市町村(組合)教育委員会において、研修会等を通して熱心に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内においては、未だに不祥事が後を絶ちません。令和3年度の懲戒処分件数(監督責任を除く)は16件、小中学校教職員の処分件数は4件となっています。その中で、児童生徒に対する「わいせつ・セクハラ」による免職事案が2件発生しました。教職員の不祥事は公教育に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な事態です。「わいせつ・セクハラ」のみならず「飲酒運転」、「体罰」、「公金の着服」、「個人情報紛失」等、改めて、不祥事根絶への意識改革が求められています。

こうした現状を踏まえ、千葉県教育委員会では不祥事根絶に向けた取組として、「わいせつな行為の根絶リーフレットの配付について」(令和4年3月8日通知)に基づき、このリーフレットを活用した校内研修を年間計画に位置付け、実施することとしています。研修終了後、職員一人一人が各自の行動を振り返る場を設定する等して、有効に活用していただけると幸いです。

引き続き、不祥事根絶に向けた取組を充実させていただくとともに、職場のモラルアップを図るために、一人一人がやりがいや成就感・達成感、帰属意識をもてる職場づくりを推進していただくようお願いいたします。

わいせつな行為の根絶に向けて
～教職員一人一人の自覚にかかっています～

すべては みんなの笑顔のために

千葉県学校モラルアップのスロガン
「スマイル」

- すべての子供たちはまっすぐ見えています
- いつも教えてもらう頑張る先生方のルールを守る姿と日頃のマナーを

教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって深刻な精神的被害の恐れを生じさせる重大な影響を及ぼすものです。本県(千葉県を除く)において、わいせつな行為により懲戒処分(監督責任を除く)を受けた教職員は、平成30年度2名、令和元年度6名、令和2年度14名となっており、増加傾向となっています。

教職員等によるわいせつな行為に対しては、最罰化を求める声が強くなってきており、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年6月4日に公布されました。また、「性差別・性暴力対策の強化の取組について(通知)」(文部科学省令和3年6月12日)では、「児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ職員については懲罰として懲戒処分とすることや告発を躊躇なく行うこと」を徹底する、旨が示されました。

学校にかかわるすべての人たちが、笑顔で日々の生活を送ることができるように、わいせつ行為の根絶への決意が必要です。

教職員の信頼を守るために
千葉県教育委員会 令和4年3月

指導室から

東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう!

- 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室(1階)
〒297-0024 茂原市八千代2-10
- 電話番号 0475-23-4460 (相談専用)
- 相談日時 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時～午後5時
- 相談対象 園児(保・幼)、小・中学生、高校生等、保護者及び教職員
- 相談内容
 - ・いじめや不登校に関すること
 - ・家庭で困っていること
 - ・心の悩み等に関すること
 - ・集団不適應に関すること
 - ・発達に関すること
- 相談方法 電話相談 来所相談
- 電話相談 学校、保護者、児童・生徒から直接の電話相談も可能です。保護者、児童・生徒にも御周知ください。
- 来所相談 面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で相談日時の予約をしてください。

気軽に御相談
ください!

